

(2023年8月9日更新)

令和5年7月7日からの大雨による災害に伴う被害を受けた方々への支援について

令和5年7月7日に発生した大雨により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

石川県：河北郡津幡町

青森県：西津軽郡深浦町

秋田県：秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村

富山県：富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

島根県：出雲市

大分県：中津市、日田市

佐賀県：佐賀市、唐津市、伊万里市

福岡県：久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

[令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第7報】](#)

2023年8月9日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上